

令和5年度 第1回富塚西小学校運営協議会

日時: 令和5年5月19日(金)13時30分から15時30分

会場: 富塚西小 会議室



りっちゃん



すつくん

次 第

【司会】学校支援コーディネーター

- 1 開会 開催要件(過半数の出席)確認
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付(机上伝達)
- 4 浜松市教育委員会から「浜松市学校運営協議会規則について」
- 5 自己紹介
- 6 会長の選出・副会長の指名
- 7 会長挨拶 (学校運営協議会自己評価について)
- 8 議長の選出
- 9 前回会議録確認
- 10 熟議 【司会:議長】
 - (1) 令和5年度 学校運営の基本方針について (校長)
 - (2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について (教頭)
 - (3) 富塚西小学校いじめ防止等基本方針について (教務)
- 11 報告
コミュニティ・スクールの取り組みについて (CS ディレクター・教務)



りっちゃん すつくん

12 連絡事項

(1) 今後の予定 (場所:富塚西小1階 会議室)

回	日 時	内 容 (案)
第2回	令和5年 9月22日(金) 13:30~15:30	キャリア「とみつか」の取り組み等
第3回	令和5年12月 1日(金) 13:30~15:30	地域支援と学校における働き方改革 等
第4回	令和6年 2月 9日(金) 13:30~15:30	学校関係者評価 学校運営協議会の自己評価

- (2) 次回以降の議長について
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書について
- (4) 支払い書類について
- (5) さくら連絡網の登録について

13 閉 会

令和5年度 富塚西小学校運営協議会 組織

<学校運営協議会委員> 全9名

お名前	読みがな	肩書	備考
安間 忠雄	あんま ただお	H27PTA会長	
井口 隆夫	いぐち たかお	自治会連合会長 西自治会長	
吉澤 肇	よしざわ はじめ	中副自治会長	
天野 民雄	あまの たみお	西和自治会長	
佐藤 孝則	さとう たかのり	R5PTA会長	
山本香奈子	やまもと かなこ	R5子供会校区理事	
神村 浩子	かみむら ひろこ	主任児童委員	
岩渕 千江	いわぶち ちえ	放課後児童会支援員	学校支援CD
吉川 恵美	よしかわ あやみ	R3PTA副会長	学校支援CD

<オブザーバー>

お名前	読みがな	肩書
関イチロー	せき いちろう	浜松市議会議員
門奈 保典	もんな やすのり	富塚協働センター長
野嶋 京登	のじま きょうと	富塚協働センター職員

<学校>

名 前	読みがな	職名等
松山 徹	まつやま とおる	校 長
鈴木 千晴	すずき ちはる	教 頭
阿部 恭大	あべ やすお	教務主任・CS担当
坂口 千佳	さかぐち ちか	CSディレクター

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標

※ 各協議会で追加する項目があれば5以降に設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

○学校長の経営方針の説明により、「学校教育目標」を理解し、目指す子供像に向かうための身につけたい資質や能力などの具体的な展開が理解できた。特に熟議をとおして、新型コロナウイルスの影響下での目標の展開にブレのないことが理解できた。

○学校経営目標というランドデザインに基づき「にこ・きら・ぐん」を具体的に実践していることを理解し、熟議をすることができた。働き方改革の推進と学校教育目標の実践、ビジネススキル等を持った地域ボランティアの活躍は必須であると認識した。

○ランドデザインを基にした熟議により、学校の取組やPTA、コミスクとの関わりを確認することができた。特にキャリア教育について、キャリアの意味を含め活動について意見を出し合えたことは良かった。

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

○地域とともに活動していく事、子供が支援を必要としている事、ニーズに合わせた協力が必要だという事を確認しながら話し合うことができた。地域側からも少し踏み込んだ話し合いができたと思う。

○学校運営に必要な支援について、単なるボランティアというだけでなく携わった人の有用感、満足感を感じてもらえたことを、熟議で共有することができた。

○目指す子供像がはっきりすると地域として手助けするべきところも見えてくる気がした。学校と地域、家庭がそれぞれの持ち味を生かし、子供をよくする方向で話し合いができた。

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

○学校経営方針を受けた熟議では、各委員がそれぞれの立場で、学校運営に主体的に参画するという意識をしっかりともち、建設的な意見を述べる事ができた。

○来年度も教育活動充実のために、「熟議」に基づき、学校と保護者、地域の協働につなげたい。

○富塚西小の「保護者や地域との協力体制が構築されている」ということは、大きな強みである。来年度も子供の笑顔が前面に出る方策を熟議し、子供たちの育ちのために、様々な立場でのよりよい支援の在り方を見つけていきたい。よりよい学校運営のために主体的に尽力したい。

○協議会の取組や学校運営に資する活動について、学校関係者及び地域住民に周知することができたかを考えると課題が残る。来年度は、方法や手段等を工夫して取組を周知させることに力を入れたい。評価項目にも追加していきたい。

<次年度、本運営協議会の評価項目で、追加したい内容>

- 協議会の取組や学校運営に資する活動について、学校関係者及び地域住民に周知することができたか。
- 地域、保護者(PTA)、コミュニティ・スクール それぞれの連携がとれたか。

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立富塚西小学校運営協議会長

〈本年度の目標〉子供の笑顔が前面に出る方策を熟議し、地域、保護者（PTA）、学校、それぞれの立場が目指す子供の姿を共有することができたか。

〈評価項目1〉 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

〈評価項目2〉 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

〈評価項目3〉 協議会での協議結果について、十分な情報発信（周知）を行ったか。

〈評価項目4〉 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

令和4年度 第4回 富塚西小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時： 令和5年2月10日（金） 14時30分から16時45分まで
- 2 開催場所： 富塚西小学校 会議室
- 3 出席委員： 安間忠雄、中村文彦、天野民雄、西村寿洋、高橋睦美、神村浩子、
岩淵千江、吉川恵美
- 4 欠席委員： 井口隆夫、大石一磨
- 5 オブザーバー： 浜松市議会議員 関イチロー、富塚協働センター 野嶋京登
- 6 学 校： 松山 徹（校長）、鈴木千晴（教頭）、阿部恭大（教務主任）、
坂口千佳（CSディレクター）
- 7 傍聴者： なし
- 8 協議事項
『今年度の振り返りと来年度の学校運営』
 - (1) 学校関係者評価
 - (2) 令和5年度学校運営基本方針(案)
 - (3) いじめ防止等のための基本方針(案)
 - (4) 学校運営協議会の自己評価 来年度の目標及び追加評価項目
- 9 会議録作成者 CSディレクター 坂口千佳
- 10 会議記録

司会の岩淵委員から、委員総数10人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

続いて、議長の選出が行われた。

司会から会長を議長に推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

・協議事項

テーマ 『今年度の振り返りと来年度の学校運営』

(1) 学校関係者評価

議長の指示により、阿部教務主任より、資料に基づき令和4年度の学校評価の結果と考察、改善策についての説明があり、委員から以下の発言があった。

・「困ったことがあったら学校の先生に相談している」の児童の評価が若干低いことについて
→先生と接する機会を多く作り、子供たちが気軽に相談しやすい雰囲気を作っていたきたい。（西村委員）

→放課後児童会に入っている不登校がちな子がいた。宿題をする時に隣に寄り添い励ましながら行ったら、宿題を出せるようになり学校へも行けるようになった。自分から悩みを言い出せない子供には、傍で少しの声掛けで子供たちは状況を変えられる事もあると思った。（岩淵委員）

→中学年ぐらいまでは、担任の先生の他にもクラスに入ってサポートしてくださる方がいてくれると良いのではないか。（吉川委員）

➡松山校長…相談事については、誰にでも伝えられるものではない。家庭内の悩みについては、特に誰にも相談しにくい場合が多い。しかし以前、担任にもスクールカウンセラーにも言えなかった悩みを、支援員に話すことが出来、話したことで気

持ちが楽になったケースがあった。学校には様々な立場の方が入っている。子供たちが、色々な方と触れ合い、悩みを相談できる心を許せる方を見つけられると良いのだが。

・風の子大会がなくなったことについて

→風の子大会は、努力の末、達成感が得られる良い活動だと感じていた。なくなったのなら、代わりにどのような取り組みを行っているのか知りたい。(神村委員)

→風の子大会のような、乗り越えなければいけない活動というものは子供たちに必要ではないかと感じる。(高橋委員)

➡松山校長…風の子大会については、コロナがまだ収束していないこと、汗をかいて冷やすことからの風邪、普段入らないところを走るので怪我の恐れなどの心配があった。そこで体育の活動の内容を職員で見直し、大幅に入れ替えた。今まで持久走のため、本来やらなければいけない技能運動が出来なかった。そこでタグラグビーやティーボールなどの、チームで作戦を立てて行う活動を行ったところ、子供たちは達成感を得られることができ、職員の間で良い感触があり、このまま続けることになった。

・「地域とともに」は先生方が100%出来たと回答したことに対し、児童の方は77%の子は出来たが、23%の子が出来なかったと回答している事が気になる。(天野委員)

➡松山校長…富西小は、学校運営協議会やPTAに様々なお力をいただいていると教員は感じているので、高い数字になった。児童は、このような活動について、当たり前前と感じている為、低い数字になったのではと推測する。

(2) 令和5年度学校運営基本方針(案)

議長の指示により、松山校長より、資料に基づき令和5年度富塚西小学校グランドデザインの説明、また、キャリア教育として、4年生が2分の1成人式に代わり、社会人の2名の方の講演を聞いた後、『二十歳の自分への手紙』を書く活動を行った旨の説明があった。委員からは以下の発言があった。

・キャリアパスポートの活動を知らなかった。保護者もキャリアパスポートを見る事によって、子供の成長を感じられ、その時子供が感じている事を知ることが出来る。何かしら親の気付きもあると思う。(吉川委員)

・教職員の欄の「自律性」について、先生方、個人個人が自分のクラスの授業の計画を立てて、目標達成のため行動するという説明を聞き、子供たちを教育しながら自分自身も成長していこうとする姿が素晴らしいと感じた。(安間会長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) いじめ防止等のための基本方針(案)

議長の指示により、阿部教務主任より、資料「浜松市立富塚西小学校いじめ防止基本方針」を新たに作成したこと、及び内容の説明があり、委員からは以下の発言があった。

・このような取り組みをしている事が分かると、子供の事で気がついたことがあれば、相談しやすい。(吉川委員)

・子供たちに「心のアンケート」を書かせる際、時間がかかる子は、悩みがあると他の子に

分かってしまう。アンケートの回答時間を長めにとり、全員同時に回収するなどの配慮をしていただきたい。さらに、子供の思いを学校が吸い上げられる方法を考えていきたい。(神村委員)

(4) 学校運営協議会の自己評価 来年度の目標及び追加評価項目

議長の指示で、鈴木教頭より、資料に基づき令和4年度学校運営協議会自己評価の説明があった。また、①来年度の目標、②追加評価項目について、委員から以下の発言があった。

① 来年度の目標について

- ・富西の特色、強味といえば、ボランティア活動だと感じる。地域との連携、ボランティア活動のさらなる充実を図りたい。(安間会長)
- ・ボランティア紹介の回覧を見て、音楽会前に子供たちに指導をしてくださった方がいた。とても楽しかった、また呼んで欲しいと言っていた。この地域には協力的な方が多い。来年度も積極的にボランティアの募集を行いたいと思う。(神村委員)

② 追加評価項目について

- ・学校教育目標の「にこ・きら・ぐん」や、キャリア教育の目指す子供の姿「と・み・つ・か」の周知や発信の方法について、どのようにするのが良いのか話し合いたい。(安間会長)
 - さくら連絡網で周知するというのが良いと思う。(西村委員)
 - ホームページ内に学校運営教育方針やいじめ防止のための基本方針などの詳しい記載があるという事を知らない方が多い。ホームページに掲載したものを確認して欲しい場合は、さくら連絡網で連絡するのが良いと思う。(吉川委員)
 - 子供が主体の学校のインスタグラムを立ち上げるのはどうか。子供たちが写真を撮り、文章を書いて掲載すると、興味を持って見てくださる方が増えるのではないか。(高橋委員)
 - 子供主体の発信という点では、新しい取り組みになると考えるが、まずは、児童の情報モラルについて計画的に指導を進める必要がある。他校や他都市の様々な取り組みについて情報収集をし、適切な方法を判断していきたい。(学校)
- 来年の自己評価項目に、「周知や発信の方法はどうだったか。」「コミスク、地域、PTAの連携がとれていたか」の2点を追加することとなった。

11 その他連絡事項等

- (1) 通学路整備要望進捗状況
- (2) 夢育やらまいか(CS加算分)事業報告
- (3) 令和5年度学校運営協議会の委員の交代について
- (4) 令和5年度学校運営協議会 開催計画(案)

第1回 令和5年5月19日(金) 第2回 令和5年9月22日(金)
第3回 令和5年12月1日(金) 第4回 令和6年2月9日(金)
いずれも13:30~15:30(案) 富塚西小学校会議室にて

おづか

浜松市立富塚西小学校 学校だより R5. 3. 16 No. 14
浜松市中区富塚町 3541 番地 TEL 053-474-6333

Email:tomitsukanishi-e@city.hamamatsu-szo.ed.jp

令和5年度 学校経営構想

わたしたちの毎日の生活は、今、大きく変化しています。子供たちが絶やさな「明るさ・前向きな気持ち」を今、最も大事にし、事象面にとっては、「変える勇気」を、そして、理念においては「変えない勇気」を。わたしたちは、この心構えをもって、学校づくりを進めていきたいと思ひます。5年度教育課程編成にあたっては、学校運営協議会やPTA 理事会の皆様へ承認や御助言をいただきました。学校の教育活動に、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

校長 松山 徹

1 令和5年度 学校経営構想 ※「未来のスケッチ」を明確に描くことから始まります。

富塚西小は、自然の景色の中で、「高め合い 未来を創り出す子」になるよう、学習や行事等で、キャリア「と」「み」「つ」「か」※²⁽¹⁾を育てることを芯に、「にこ」、「きら」、「ぐん」※²⁽²⁾を目標に向かう合言葉にして、子供たちが、共に学び、高め合い※²⁽³⁾⁽⁴⁾、教師が、「志」を持ち、学び合い、学校運営協議会が、熟議し、PTA が、「夢につながる活動」※²⁽⁵⁾を工夫する、「人とつながり、学び続けられる人」を育てる学校です。



2 令和5年度の教育活動の主な留意点

(1) キャリア「と」「み」「つ」「か」(キャリア教育・生きる力の資質を育てる教育)の共有



キャリア・パスポート

生きる力の資質を育てる「キャリア教育」は、はままつの教育の柱です。しかし、市民の皆様への周知は十分ではありません。そこで、富塚西小では、「キャリア『と』『み』『つ』『か』』という親しみのある言葉を用い、学習活動の芯として推進します。夏の面談では、毎年の振り返りをしている「キャリア・パスポート」を御覧いただく機会とします。さらに、4年生では「はたちのわたしへ」を、6年生では「キャリア育成授業」を実施し、将来の自分をみつめる授業を行います。

裏面にも続きがあります。

(2) 子供たちを支える校則(約束等)の見直しと公開

誰もが安心していられる学校・支えるという視点で、校則(「学校いじめ防止基本方針」、「富塚西小よい子のやくそく」、「学習のやくそく」、「各教科の指導上の約束」、「ルールをまもってあそぼう」)の見直しをしました。例えば、登下校時の荷物を軽減し、交通安全をより意識できるようにします。国語や算数と家庭学習に必要な用具以外、さらに習字セットや絵の具セットなども学校保管する試行をします。お道具箱についても、学期途中には持ち帰らず年度末まで学校保管してみます。また、体操服への更衣について、特別教室や簡易パーテーションの利用で配慮します。なお、校則(約束等)については、後日、学校ホームページにて公開しています。



(3) 学習内容と行事の調整

新型コロナウイルス感染症の影響で、活動制限のあった運動会や音楽会は、参観できる人数をもう少し増やせそうだと考えています。ただし、冬季に行っていた「風の子大会(持久走記録会)」は実施しません。学習指導要領には、無理せず動きを持続するねらいでの例示であること、どの子にも練習時間や走行距離を確保するため、体育の多くの時間を費やしてきたこと、練習のため昼休みの運動場での遊びの制限をしていたこと、さらに、現在もお願いしている健康観察がより慎重になるからです。



タグラグビー

この三年間、体育の学習では、2学期や3学期に本来行うべき、ハードル走、ゴール型(シートバスケットボール、タグラグビー、セストボール、グリッドサッカー、ドーナツサッカー等)、ネット型(キャッチバレーボール、ソフトバレーボール、プレルボール等)、ベースボール型(ティーボール、ソフトボール等)を実施でき、共に学び合う姿が多く見られました。

また、昼休みには、運動委員会さん主催での「なわとび検定」の開催を、さらに、昼休みの校庭や中庭では、落ち葉のシャワーや落ち葉のじゅうたんの上で転がる遊びなど、富塚西小の環境を生かした学習活動を進めたいと思います。

(4) 日課の見直し(下校時刻の変更)

2年生以上は第6校時があり、午後の授業は、集中力が落ちる傾向があります。昼休みを確保しながらも、第5校時の開始時刻を少し早めます。そのため、下校時刻も 15:15 と少し早くなります。そうすることで、ゆうゆう活動(クラブ活動)や部活動の開始時刻も早まり、活動時間の確保もできます。



音楽部演奏会

(5) 「夢につながる活動」がPTA 活動をつくる

PTA 活動は「夢につながる活動」を主とします。そのため、各種たより、PTA 総会での承認、資料印刷、役員投票、アンケートなど、「さくら連絡網」の機能利用や学校ホームページでの記事更新により、業務の効率化を進めます。活動が持続可能なものになるよう、会員の皆様や役員を引き受けてくださった皆様が、「頑張らないことを頑張れる」ように支援します。

(様式1)

令和5年5月19日

浜松市立富塚西小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 井口 隆夫 様

浜松市立富塚西小学校運営協議会
会長 安間 忠雄

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和5年5月19日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① クラブ活動や部活動に地域住民や保護者を講師として招聘して体験活動を充実させ、子供たちの豊かな学びを実現させると共に地域を愛する心を育むべきである。
⇒クラブ活動や部活動で、定期的に地域住民や保護者を講師として招聘する。
- ② 社会で活躍する地域住民等を講師として招聘し、子供たちに自分の将来について考える機会を提供し、キャリア教育を推進するべきである。
⇒社会で活躍する地域住民や保護者を講師として招聘し、富塚西小版キャリア育成授業を実施する。
- ③ 地域住民や保護者を学習支援ボランティアとして招聘し、学習や行事などの教育活動の支援を行い、子供たちの学びを充実させるべきである。
⇒富塚西小学校応援団に登録していただいているボランティアに依頼し学習や行事など学校が要望する教育活動の支援を計画的に実施する。